

介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市生活援助サービス」事業説明会

1 利用対象者（状態像） ※本編資料 P22

要支援1, 2又は事業対象者で、生活援助が必要な方で特段の配慮が不要な方

【特段の配慮の例】

- ① 認知症や精神疾患・知的障害による問題行動等が見られる方（または疑われる方）であって日常生活に支障があり、専門的な配慮を要する方
- ② 退院直後等で、自立支援に向け、継続的な専門サービス提供が必要な方
- ③ 悪性腫瘍など状態が不安定で悪化しやすく短期間のうちに身体介護の利用が想定される方
- ④ 状態が変動しやすく、日によって身体介護と生活援助を使い分ける必要がある方
- ⑤ 医師の指示等で調理に特段の配慮が必要な方
- ⑥ その他、サービス担当者会議において、現行相当サービスによる生活援助の提供が必要と判断された方（社会福祉法人減免等利用者、対応困難者など）

※介護予防ケアマネジメントの結果、特段の配慮が必要で、現行相当サービスを利用する場合には、介護予防・サービス計画において、特段の配慮が必要な具体的理由を必ず記載してください。

2 サービスの内容 ※本編資料 P23

老計第10号通知（資料1巻末参照）に基づく生活援助の範囲を基準とする

区 分	内 容
サービス準備	家事援助を行うための事前準備として、必要に応じて実施するもの。 ①健康チェック（利用者の安否確認、顔色等チェック。事前に情報入手し声かけ確認） ②環境整備（換気、室温、日当たりの調整等） ③相談援助、情報収集・提供（ケアマネ等への連絡調整・情報提供）
掃除	①居室内やトイレ、卓上等の清掃（日常の生活範囲を超えるものは不可） ②ごみ出し ③準備・後片付け
洗濯	①洗濯機による洗濯 ②洗濯物の乾燥（物干し） ③アイロンがけ ④洗濯物の取り入れと収納
ベットメイク	①利用者不在のベッドでのシーツ交換 ②布団カバーの交換
衣類の整理・ 被服の補修	①衣類の整理（夏・冬物等の入替え） ②被服の補修（ボタン付け、破れの補修）
一般的な調理・ 配下膳	①配膳、後片付けのみ ②一般的な調理（専門的配慮のいらぬものに限る。お節など過度な手間がかかる料理も除く。）
買い物・薬の 受け取り	①日用品等の買い物（内容確認、品物・つり銭確認を含む。） ②薬の受け取り（薬の受け取りのみ。服薬補助や残薬管理を行うものではない）

3 報酬 ※本編資料 P24, P25 (巻末資料にコード表添付)

(1) サービスコード

種別	介護予防 訪問介護	現行相当		生活援助サービス
		みなし	独自指定	
サービスコード	6 1	A 1	A 2	<u>A 3</u>

※介護予防訪問介護（6 1）及び現行相当サービス（みなし：A 1）は平成30年3月31日までのとなり、平成30年4月1日以降は利用できないことに注意してください。

いわき市HPにてサービスコード表及びCSVファイルを公表します。

いわき市生活援助サービスは、原則として、いわき市に住民票がある方（住所地特例対象者も含む）のみが利用できるサービスになります。いわき市の住民以外が利用する場合には所定の手続きが必要になります。またいわき市に住民票がある被保険者が市外の事業所でいわき市生活援助サービスを利用するためにも所定の手続きを経たうえでサービス利用する必要がありますのでご注意ください（本資料P5～6「7 市外の被保険者に係るサービス利用について」で詳細後述）。

(2) 基本報酬

	指定事業所	単独
20分以上45分未満	183単位	162単位
45分以上	225単位	200単位
緊急時対応（※1）	165単位	

※1 訪問時、利用者が倒れているなど、計画されたサービスを提供できず、その代わりに移乗・移動などの緊急時の対応をした場合に算定します。

※2 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合×90%（緊急時対応報酬を除く）

(3) 加算

名称	単位/月	考え方
初回加算	200単位	過去2月間（歴月）において、サービス提供する事業所から、指定介護予防訪問介護及び第1号訪問型サービスの提供を受けていない場合に算定できる。（指定訪問介護は可）
特別地域加算	15%加算	厚生労働大臣が定める地域（特別地域）に所在する指定生活援助サービス事業所が指定生活援助サービスを行った場合に算定できる。 （現行相当サービスと同様）
中山間地域加算	10%加算	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域）に所在し、ま

		た厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活援助サービス事業所が生活援助サービスを行った場合に算定できる。 (現行相当サービスと同様)
市長が定める地域 (※)に居住する者へのサービス提供加算	10%加算	市長が定める地域(※)に居住する者へ指定生活援助サービス事業所がサービス提供した場合に算定できる。 (事業所の実施地域内でも可)

※市長が定める地域

遠野地区全域、小川地区全域、三和地区全域、田人地区全域、川前地区全域、久ノ浜・大久地区全域、内郷(高野町)、好間地区(榎小屋・大利)、勿来地区(川部町・沼部町・三沢町・山玉町・瀬戸町)

4 対象者の状態像とサービス内容の関係 ※本編資料 P26～P28

	介護予防訪問介護相当サービス	いわき市生活援助サービス
対象者区分	要支援1, 2又は事業対象者	
状態像	「身体介護が必要な方」または「【特段の配慮】が必要な方」	利用するサービスが生活援助であって、【特段の配慮】が不要な方
利用できる回数	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・事業対象者 週1回程度 週2回程度 ・要支援2・事業対象者 週1回程度 週2回程度 週2回を超える程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 月8回まで ・事業対象者 月8回まで(原則) 月12回まで(例外) ・要支援2 月12回まで
報酬体系	包括報酬 1月あたり単位	出来高報酬 1回当たり単位
提供できるサービス内容	身体介護及び生活援助	生活援助のみ
特定の地域に居住する者へサービス提供する場合の加算	厚生労働大臣の定める地域へ居住する者へ通常の実施地域を超えてサービス提供する場合 5%	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算 10%

※介護予防訪問介護相当サービスの身体介護と生活援助サービスの生活援助を併用することは可。その場合、介護予防訪問介護相当サービスは1回あたりの単価を使用する。

(1) 利用回数の上限

要支援1の被保険者に対する提供回数の上限を月8回、要支援2の被保険者に対する提供回数の上限を月12回とします。現行相当サービスと併用する場合の上限に対しても同様です。ただし、緊急時に利用者から要請を受けて身体介護等を提供した場合を除くこととします。

事業対象者は原則月8回としますが、長寿介護課と協議のうえ、必要性が認められる場合には月12回とします。

(2) 併用の例

【パターン1】

週2回介護予防訪問介護相当サービスを利用している方（2，335単位/月）。

週1回のタクシーでの通院援助（身体介護）と週1回の買い物（生活援助）を利用。

→身体介護は介護予防訪問介護相当サービスでしか提供できないため、通院介助を現行相当サービスで提供、買い物をいわき市生活援助サービスで提供。

身体介護4回/月（現行相当）、生活援助4回/月（指定事業所で45分以上）

$266 \text{ 単位} \times 4 + 225 \text{ 単位} \times 4 = 1,964 \text{ 単位}$

【パターン2】

週2回を超える介護予防訪問介護相当サービスを利用している方（3，704単位）

週1回程度の通院援助と（身体介護）、週1回の買い物同行（身体介護）及び週に1回の掃除（生活援助）を利用。

→身体介護8回/月（現行相当）、生活援助4回/月（指定事業所で45分以上）

$270 \text{ 単位} \times 8 + 225 \text{ 単位} \times 4 = 3,060 \text{ 単位}$

※併用する場合、包括報酬+出来高報酬の組み合わせはできません。

必ず、それぞれ出来高での計算となります。

5 指定申請関係 ※本編資料 P35～P37

既に訪問介護事業所等（訪問介護、介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス）の指定を受けており、訪問介護事業所等及び生活援助サービス双方の人員基準を満たす場合、現行の人員でも指定申請を行うことは可能です。

※ 常勤換算2.5名の職員しかいない場合は申請不可。

(1) 指定申請手続き

参入意向のある事業所はすべて指定申請が必要となります。

指定申請に必要な書類等については資料2のとおり。指定訪問介護事業所等においては、必要書類の一部が省略できます。

(2) 有効期間の考え方

指定有効期間は最長6年ですが、申請者の状況に合わせて、下記のとおりとします。

① 指定訪問介護事業所等の場合

指定訪問介護事業所の指定有効期間と同様の指定有効期間を設定。

※ 初回のみ指定有効期間が短くなりますが、以後の更新手続きの際に同時に行えるようになります。指定有効期間が平成 29 年度内に満了する事業所等は早期に指定更新を行う必要があるため注意が必要となります。

② 指定訪問介護事業所以外の場合
6年間とする。

(3) 受付開始日及び受付場所

受付開始日：平成 29 年 7 月 24 日～

受付場所：長寿介護課長寿支援係

(4) 受付締切及び指定年月日

平成 29 年 8 月 10 日までの申請で、平成 29 年 9 月 1 日指定

※ 以後毎月受付を行い、指定希望年月の前月の 10 日までの申請で、翌月 1 日付で指定を行います。

例：平成 29 年 9 月 10 日までの指定申請で 29 年 10 月 1 日指定

(5) 定款変更の手続き

既に「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業」のような記載があれば定款変更は不要です。限定的過ぎた場合等には定款変更が必要となります。

【定款が変更不要な場合】

- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- いわき市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業

【定款変更が必要となる場合】

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス
- 介護保険法に基づく指定介護予防訪問介護
- 第 1 号訪問事業における介護予防訪問介護相当サービス

6 契約関係 ※本編資料 P38

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（介護予防訪問介護相当サービス等）	新規契約	新規説明書で同意
新規利用者		

生活援助サービスについては、すべての利用予定者に対し新規契約等が必要となります。

契約書・重要事項説明書の作成例については資料 3・4を参照してください。

7 市外の被保険者に係るサービス利用について ※本編資料 P39

他市町村の被保険者（住民票が市外に所在する被保険者）にサービスを提供するためには事業所が他市町村長から、他市町村の総合事業の事業所としての指定を受ける必要があります。

この場合、保険者市町村においていわき市同様の基準を設ける、請求コードを設定する等の手続きが必要になりますので、サービス提供を検討する場合は、必ず事前に保険者市町村にお問い合わせを行ってください。

ただし、住所地特例対象施設（住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入居している他市町村の被保険者については、保険者市町村の指定を受けずにいわき市のサービスを利用することができます。この場合、いわき市が設定した請求コードを利用し住所地特例として請求可能であるため、保険者市町村での新たなコード設定の必要はありません。

巻末資料

老計第 10 号通知（平成 12 年 3 月 17 日付厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）
（一部抜粋）

身体介護	家事援助
<p>1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等/相談援助、情報収集・提供/サービス提供後の記録等</p> <p>1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）/食事介助/特段の専門的配慮をもって行う調理</p> <p>1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）/部分浴（手浴及び足浴・洗髪）/全身浴/洗面等/身体整容（日常的な行為としての身体整容）/更衣介助</p> <p>1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助</p> <p>1-4 起床及び就寝介助</p> <p>1-5 服薬介助</p> <p>1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）</p>	<p>2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色等のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整等/相談援助、情報収集・提供/サービスの提供後の記録等</p> <p>2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃/ゴミ出し/準備・後片づけ</p> <p>2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯/洗濯物の乾燥（物干し）/洗濯物の取り入れと収納/アイロンかけ</p> <p>2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</p> <p>2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）/被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）</p> <p>2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ/一般的な調理</p> <p>2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）/薬の受け取り</p>

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割			38	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	38	1日につき	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27		
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34		
A1	1211	訪問型サービスⅡ	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24		
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		2,335		
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,635	1月につき
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,102	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,472	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	69		
A1	1321	訪問型サービスⅢ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	49		
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		3,704		
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		2,593
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,334	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一			85	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	110		
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	77		
A1	2411	訪問型サービスⅣ		266		
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		186
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243	1日につき
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ		事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)	285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	1回につき	
A1	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	165		
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116		
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149		
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104		
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算		100
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ		1.168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,168単位	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	38	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	27	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	38単位	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	2111	訪問型独自サービスⅡ		2,335	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,335単位	2,102	1月につき
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		3,704	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,704単位	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		266	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	186	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	266単位 ※1月の中で全部で4回まで	239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		270	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	243	1回につき
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ		285	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		165	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	116	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	165単位 ※1月につき22回まで	149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	又 介護職員処遇改善加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			

A3 訪問型サービス(生活援助サービス)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1111	いわき市生活援助サービス費1	イ 基準緩和 訪問型 サービス費 20分以上 45分未満	指定事業所が行う場合		183	1回につき
A3	1211	いわき市生活援助サービス費1・同		183	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	165	
A3	1121	いわき市生活援助サービス費独1		独自事業所が行う場合		162	
A3	1221	いわき市生活援助サービス費独1・同		162	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	146	
A3	1112	いわき市生活援助サービス費2	ロ 基準緩和 訪問型 サービス費 45分以上	指定事業所が行う場合		225	
A3	1212	いわき市生活援助サービス費2・同		225	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	203	
A3	1122	いわき市生活援助サービス費独2		独自事業所が行う場合		200	
A3	1222	いわき市生活援助サービス費独2・同		200	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	180	
A3	1901	緊急時対応報酬	ハ 訪問時、緊急での対応が必要な利用者に対して、サービスを提供する代わりに算定する。165単位			165	
A3	1401	いわき市生活援助サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A3	1800	いわき市生活援助サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			
A3	1810	いわき市生活援助サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			
A3	1811	いわき市生活援助サービス中山間地域加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の10%加算	通常の実施範囲内でも算定可		

※基準緩和サービスの利用について、要支援1の被保険者に対する提供回数の上限を月8回、要支援2の被保険者に対する提供回数の上限を12回とする。

現行相当サービスと併用する場合についても、提供回数の上限を同様とする。(例:現行相当8回、基準緩和サービス4回、計12回)

ただし、緊急時に利用者等からサービス提供の要請を受けて、現行相当サービスで身体介護中心型を算定する場合を除く。

※総合事業対象者については、原則月8回とするが、長寿介護課協議のうえで必要性が認められるときは提供回数の上限を月12回とする。